

JRIS 一問一答



日本総研

The Japan Research Institute, Limited グループ

一問一答【2009】13号

2009年8月6日

日綜（上海）投資コンサルティング有限公司

法律顧問 吳菊華

e-mail : gokikuka@jris.com.cn

URL : <http://www.jris.com.cn>

上海市浦東新区世紀大道100号

上海環球金融中心15楼62室

電話 : 021-50451677 fax : 021-50546122

質問：

上海では、外商投資企業に対する出資期限が緩和されているという話がありましたが、これについて教えてもらえますか。

回答

外商投資企業の出資期限については、三資企業法及びその実施細則（条例）で定められていますが2006年4月24日に公布施行された《外商投資の会社の審査批准登記管理の法律適用の若干問題に関する執行意見》¹²（以下、《執行意見》という）においても明確に規定されています³。それらの規定に基づき、外商投資企業の出資期限を定め、出資者はその期限を守って期限通り出資しなければなりません。

しかしながら、米国発の金融危機の影響を受け、資金繰りに苦しく期限通り出資できない外国出資者が少なからず存在するようになってきました。これを受けて、少しでも外商投資企業を助けるためにと様々な支援政策を打ち出しております。外商投資企業の出資期限に関する緩和はそのうちのひとつです。南京市、山東省、福建省はいちはやく、そして上海市もこのほど、《外商投資企業の出資期限の緩和に関する暫定規定》⁴（以下、《暫定規定》という）を公布し、外商投資企業への出資の緩和を実施し始めました。

以下には《暫定規定》の主な内容です。

¹工商外企「2006」81号：国家工商行政管理総局、商務部、税関総署、国家外貨管理局による共同通知。

² <http://www.jris.com.cn/rizong/news/news/2006/5/11/1147341775304.shtml>

³ 《執行意見》第9条：「外商投資の有限責任公司（一人有限公司を含む）の出資者の初回出資額は法律、行政法規の規定に符合しなければならず、一回で全部出資する場合、企業成立日より6ヶ月以内に払い込みを行わなければならない。分割払い込みの場合、初回出資額はその認可された払込出資額の百分の十五を下回ってはならず、法定の登録資本最低限度額を下回ってもならず、そして企業成立日より3ヶ月以内に払い込まなければならない。その残余部分の出資時間は《会社法》、関連する外商投資の法律及び《企業登記管理条例》の規定に符合しなければならない。

外商投資の株式有限公司の出資は《会社法》の規定に符合しなければならない。」

なお、《会社法》第26条では、残りの資本金は会社設立後2年以内に全額払わなければならないと定めています。

⁴ <http://www.sgs.gov.cn/getPubInfo.action?pi.id=13499>

項目	具体的内容
適用範囲	上海市の企業登記機関で登録する外商投資企業に適用。但し、投資性公司を除く。
投資者出資延期の条件	<ul style="list-style-type: none"> ■新設又は法に則り経営している外商投資企業。 ■国際金融危機又は関連政策の調整の影響を受け、定款で定める出資期限の規定通り出資できないこと。
出資延期の延長期間	<ul style="list-style-type: none"> ■新設の場合：初回出資は会社設立後2年までとする。 ■既存の場合：初回出資完了後の出資について会社設立後3年までとする。 ■増資の場合：適用可能。 ※特別の事情がある場合、出資方式の変更も可能。
出資延期の申請資料	<ul style="list-style-type: none"> ■外商投資企業の変更（備案）登記申請書； ■審査・批准機関による批准文書。 ■修正後の定款又は定款修正案。 ■法に則り作成して決議又は決定。 ■株主が期限通り出資できなかったことに関する説明資料。 ■株主が全員一致同意する書面証明。 ■初期出資の納付済み証明及び法に則り経営している会社が提出する合法経営及び正常運営の証明資料。 ■国家工商行政総局が求めるその他の資料。
施行期間	公布日（2009年7月10日）より施行し、状況に応じて廃止時期を決定する。

上述の通り、外国投資者が、金融危機の影響で、期限通り出資できない場合、定款又は契約を変更し、出資期限を延長することができます。また、増資の場合、増資額の20%を払い込んでから営業許可証にある投資総額及び登録資本金に関する変更登記ができるという規定は変更されていないため、従わなければなりません。残りの増資資金は元の2年を3年まで延長することができます。なお、出資期限の延長は定款変更に係る重要事項であり、審査・批准が必要となります。申請にあたっては商務委員会（外資委員会）に延長理由の記述など事前確認を行ったほうが良いでしょう。

以上

*弊社ウェブサイト (<http://www.jris.com.cn/>) でバックナンバーをご覧頂くことができます。

1. 税制、法律、外貨管理制度等は中国当局により変更されることがございますので参考資料としてご利用ください。
2. 本資料は、作成日時点で弊社が入手し得る資料及び一般に信頼できるとされる情報源に基づいて作成されたものですが、情報の正確性、完全性につきましては、弊社で保証するものではありません。本資料の内容につきましては、あくまで弊社の意見を示すものに過ぎません。また、本資料の一部または全部を、電子的または機械的手段を問わず、無断で複製または転送などを行わないようお願いいたします。